

農業委員会第17回総会議事録

1. 日 時 令和6年11月14日（木）午前10時00分～午前11時05分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（18人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
4 番	渥美 利男	5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳
7 番	山中 進	8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之
10 番	舘 宣一	13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子
15 番	豊田 栄美子	16 番	大野 久美子	17 番	小林 登志樹
19 番	鈴木 啓之				

4. 欠席委員（1人）

12 番 平子 伸

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長、坂総務GL、吉村、森
農林水産課 岡農政GL、大石

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地等の現況について（裁判所）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項第 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格
法人の定期報告について

報告事項第 12 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律によるふれあい農園の廃止願いについて

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 17 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長にお願いいたします。

議長（会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 17 回総会は、委員の過半数が出

席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 19 番 鈴木啓之委員、議席番号第 1 番 前田和幸委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明します。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 1 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1 の 124 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,169 m²です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1 の 126 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 3,063 m²です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3 の 122 番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・田、現況地目・畑、面積は 1,472 m²です。取得後は水稻・野菜・果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、8 の 123 番は飯野地区、申請地は道伯町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 502 m²です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10 の 121 番は一ノ宮地区、申請地は池田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 198 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13 の 88 番は若松地区、申請地は南若松町及び若松西二丁目地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 2,554 m²です。取得後は水稻、麦及び大豆を栽培するとの申請です。

続きまして、13 の 117 番は若松地区、申請地は若松西五丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 274 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15 の 125 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 1,321 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、19 の 129 番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目は田及び畑、現況地目は畑、合計面積は 6,759 m²です。取得後は茶及び野菜を栽培するとの申請で

す。

以上、申請件数は9件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書3ページ、及び別表4ページ目の位置図をご覧ください。

まず、6の6番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は559㎡です。申請内容は、当該地を個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。こちらは、昭和49年頃より、同用途で利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。

18の7番は井田川地区、申請地は和泉町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は407㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

20の5番は椿地区、申請地は山本町89番1外12筆、登記地目は山林、畑及び田、現況地目は畑、合計面積は18,686㎡です。申請内容は、当該地を一時転用により駐車場用地とするものです。申請者は、隣接地で、研究栽培農園を運営しており、本件はその一般公開時の臨時駐車場として一時転用を行うものです。なお、転用開始時期は令和6年12月1日からで、駐車場として利用する期間は、令和7年3月31日までとし、その後、4月30日までに復元を行う予定です。農地区分は、おおむね第1種農地と判断され、登記地目が田の農地についてのみ農用地です。第1種農地及び農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、11月8日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は3件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願

いたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書4ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き7ページ目をご覧ください。

まず、1の158番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,001㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、366.32㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の159番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,566㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、378.70㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、3の145番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,748㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、500.09㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の154番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は961㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、429.50㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の146番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は470㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、9の160番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,482㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、388.40㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、13の148番は若松地区、申請地は若松西五丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,494㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、433.10㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15 の 142 番は栄地区、申請地は越知町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 925 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、425.62 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 143 番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・田、現況地目・畑、面積は 1,130 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、437.76 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 144 番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 1,484 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、437.76 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 10 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

小林委員

太陽光パネルの設置用地の申請ですが、事業者にはガイドラインは渡していますか。

事務局

事業者にはガイドラインをお渡ししています。また、問い合わせの時点では、市ウェブサイトをご案内させていただいております。

議長（会長）

事業者には伝わっていない場合があるのですか。

事務局

申請書の中に、ガイドラインを遵守しますとの一文を必ず入れていただいておりますので、そこで見ていることを確認しています。

議長（会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 3 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書 6 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 17 ページ目をご覧ください。

さい。

まず、4の40番は牧田地区、申請地は甲斐町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は220.22㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の41番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・田、現況地目・畑、合計面積は234㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、7の43番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,337㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は近隣で運送業を営んでおりますが、増車を予定しており、既存の駐車場では不足することから、新たに同地を転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、11月8日に現地確認を実施しています。

続きまして、12の42番は玉垣地区、申請地は矢橋町地内、登記地目・田、現況地目・畑、面積は411㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は近隣でオートバイ部品の製造、販売業を営んでおりますが、従業員の増員により、既存の駐車場では不足することから、新たに同地を転用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、16の44番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は254㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は土木工事業等を営んでおりますが、受注した近隣の現場への立地が良く、また今後も周辺で受注が見込めることから、新たに同地を転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の45番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目は畑及び山林、現況地目はいずれも畑、合計面積は495㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、21の39番は深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は378㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は7件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願

いいいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第４号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第４号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第５号議案 農用地利用集積計画についてでございます。別冊の農用地利用集積計画（案）の１５ページ６５番ほかにつきましては、〇〇委員に関連する案件となりますので、〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第５号議案 農用地利用集積計画について、A4 横別冊の農用地利用集積計画案により説明します。

計画書 15 ページ目は河曲地区、65 番は、米 50kg の物納です。

計画書 16 ページ目は一ノ宮地区で、67 番、68 番、69 番は、米 50kg の物納です。70 番は、米 25kg 及び、米 50kg の物納です。71 番は、米 20kg 及び、米 50kg の物納です。72 番は、米 50kg 及び、米 30kg の物納です。73 番は、米 30kg 及び、米 50kg の物納です。

計画書 17 ページ目は一ノ宮地区で、79 番は、使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、令和５年４月１日改正による農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づく改正前の同法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第５条には、施行後２年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

それでは、残りの第５号議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 1 ページ目をお開き下さい。最初に国府地区です。1 番は、2 筆合計で米 90kg

の物納及び、米 15kg の物納です。2 番は、1 筆で米 360kg の物納です。3 番は、全筆合計で米 150kg 相当の金納です。4 番は、6,000 円の金納です。5 番と 6 番は、使用貸借です。

3 ページ目 7 番は庄野地区で、使用貸借です。

4 ページ目 8 番からは、加佐登地区です。8 番は、所有権移転です。9 番は、米 20kg の物納です。10 番は、使用貸借です。

5 ページ目 11 番からは、牧田地区です。11 番は、中間管理機構をとおした米 40kg、米 30kg、米 10kg の物納です。12 番と 13 番は、中間管理機構をとおした米 20kg の物納です。14 番は欠番です。

6 ページ目 15 番からは、石薬師地区です。15 番は、使用貸借です。16 番は、米 20kg の物納です。17 番から 20 番は、使用貸借です。

7 ページ目 21 番からは、白子地区です。21 番は、米 20kg の物納です。22 番は、米 15kg の物納です。23 番は、米 15kg、米 30kg の物納です。24 番は、米 20kg の物納です。25 番は、米 30kg の物納です。26 番は、米 20kg の物納です。27 番は、米 20kg 相当の金納です。

8 ページ目、28 番は米 20kg の物納です。29 番は、米 30kg 相当の金納です。30 番は、使用貸借及び、米 20kg の物納です。31 番は、米 30kg の物納です。

9 ページ目、32 番は米 20kg 相当の金納です。33 番は、米 15kg の物納です。34 番、35 番は、米 20kg の物納です。36 番は、米 15kg 相当の金納です。37 番は、米 20kg の物納です。38 番は、米 20kg の物納及び、使用貸借です。

10 ページ目、39 番は米 20kg の物納です。40 番は、米 30kg 相当の金納です。41 番は、米 15kg の物納です。42 番は、欠番です。43 番は、米 20kg 相当の金納です。44 番は、米 15kg の物納です。45 番、46 番は、米 30kg の物納です。47 番は、米 20kg の物納です。48 番は、欠番です。

11 ページ目、49 番、50 番は使用貸借です。51 番は欠番です。52 番は使用貸借です。53 番は欠番です。54 番は使用貸借です。55 番は、使用貸借及び米 20kg 相当の金納です。56 番は、欠番です。

12 ページ目 57 番は、使用貸借です。

13 ページ目 58 番は、稲生地区で、米 30kg の物納です。

14 ページ目 59 番、60 番は、飯野地区で、使用貸借です。

15 ページ目 61 番からは、河曲地区です。61 番、62 番は、米 20kg の物納です。63 番は、米 30kg の物納です。64 番は、米 30kg 及び、米 15kg の物納です。65 番は、冒頭で審議いただいております。66 番は、米 24kg の物納です。

16 ページ目は冒頭でご審議いただきましたので、17 ページ目 74 番から、一ノ宮地区です。

17 ページ目、74 番から 76 番は、米 25kg の物納です。77 番は、米 50kg、米 35kg、

米 10kg の物納です。78 番は、米 50kg の物納、2 筆合計で米 50kg 相当の物納及び、米 25kg の物納です。79 番は、冒頭で審議いただいております。

18 ページ目、80 番は米 25kg 及び、米 35kg の物納です。81 番は、米 25kg の物納です。82 番は、米 25kg 及び、米 50kg の物納です。83 番は、米 50kg の物納です。84 番は、米 35kg、米 25kg、米 50kg の物納です。85 番は、米 50kg 相当の金納です。

19 ページ目 86 番からは、箕田地区です。86 番と 87 番は、米 25kg の物納です。88 番は、2 筆合計で 50kg 相当の金納です。89 番は、米 25kg 及び、米 35kg の物納です。

20 ページ目 90 番からは、玉垣地区です。90 番は、米 60kg の物納です。91 番は、米 25kg の物納です。92 番は、米 50kg 及び、米 35kg の物納です。93 番は、中間管理機構をとおした米 50kg の物納です。

21 ページ目 94 番は栄地区で、30kg の物納です。

22 ページ目 95 番からは、天名地区です。95 番は、使用貸借です。96 番は、米 50kg 相当の金納です。97 番は、米 25kg 相当の金納です。98 番、99 番は、米 50kg 相当の金納です。100 番は、米 25kg 相当の金納です。101 番は、米 25kg 相当及び、米 50kg 相当の金納です。102 番は、米 25kg 相当の金納です。

23 ページ目、103 番、104 番は、米 25kg 相当の金納です。105 番、106 番は、米 50kg 相当の金納です。107 番は、米 25kg 相当及び、米 50kg 相当の金納です。108 番は、使用貸借です。

24 ページ目、109 番は、米 50kg 相当及び、米 25kg 相当の金納です。110 番は、米 25kg 相当の金納です。111 番は、米 50kg 相当の金納です。112 番は、米 60kg 相当の金納です。

25 ページ目 113 番からは、合川地区です。113 番は、米 30kg の物納及び、使用貸借です。114 番は、米 30kg の物納です。115 番は、使用貸借です。

26 ページ目 116 番、117 番、118 番は、久間田地区で、使用貸借です。

27 ページ目 119 番からは、深伊沢地区です。119 番は、所有権移転です。120 番は、1 万円の金納です。

28 ページ目 121 番、122 番は、鈴峰地区で、使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありましたこの議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

引き続き、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 12 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 12 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。